

新倉十五社の「面」11面と獅子頭1頭

市有形民俗文化財に

岡谷市教



新倉十五社に残る神楽面（新倉区文化財保存委員会提供）

の答申によると、面は江戸時代に制作された可能性があり、貴重という。獅子頭も江戸中期の作品で、諏訪地域の神楽の歴史を解明する「重要な鍵となることも考えられる」としている。（前田智威）

諏訪地域の神楽 歴史解明の鍵か

市の文化財指定は2011年の照光寺の蚕霊供養塔など以来。衣食住や生業、信仰、年中行事などで使用されてきた文化財である「有形民俗文化財」の指定は初めて。

指定された面は長さ約20センチ、幅約15センチの木製。鬼神面や火吹面、恵比寿面などの神楽で使われる種類がある。面を納

諸委員会美術工芸部課の担当
者により「桃山時代中期以降
及び江戸時代の優秀な作品で
ある」と鑑定された」という
記載があった。

新倉区は、2019年に飯
田市美術館の専門研究員
に調査を依頼。調査結果によ
ると、三遠南信地方の湯立神
楽に使う面をはじめ神楽面
は一般に江戸時代以降に導入
される傾向があることから、
同十五社の面も「江戸時代にな
ってから制作された可能性
は否定できない」としてい
る。獅子頭については「江戸
時代中期までさかのぼる可
能性がある」と指摘。これら
の結果を基に「今後の諏訪神
楽の解明に重要な鍵となるこ
とが考えられる」との所見を
示した。

新倉区が20年4月に市の
文化財指定を要望し、市文化
財保護審議会が検討してい
た。中島和彦区長は「非常に
ありがたい。これからもしつ
かり守っていかなければと改
めて実感している」と話して
いる。